

# 総合計画審査特別委員会総務文教分科会審査日程

日 時 令和3年11月12日（金）

午前10時から

場 所 第1委員会室

## 1 議案第79号 第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂及び中期基本計画の策定について（総務文教分科会所管部分）

| 審査番号 | 基本施策                 | 基本事業   | ページ | 部署名            |
|------|----------------------|--|-----|----------------|
| ①    | 29 山口東京理科大学の施設の整備・充実 | (1) 山口東京理科大学の施設の整備・充実  | 104 | 大学推進室          |
| ②    | 15 シティセールス・移住定住の促進   | (1) シティセールスの推進<br>(2) 移住・定住の推進   | 58  | シティセールス課       |
| ③    | 25 観光・交流の振興          | (1) 観光・交流資源の整備・充実<br>(2) 情報発信・誘客体制の強化・充実                                       | 92  | シティセールス課       |
| ④    | 34 市政への市民参画の推進       | (1) 市政情報の発信  | 124 | シティセールス課       |
| ⑤    | 32 効率的で効果的な行政運営      | (1) 公共施設の最適化<br>(2) 官民連携の推進<br>(5) デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化<br>(6) 広域連携の推進 | 114 | 企画課<br>デジタル推進室 |
| ⑥    | 33 健全な財政運営           | (2) 財政の安定的運営   | 120 | 財政課            |

※1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行います。

※2 審査の方法は、基本施策ごとに執行部が基本事業の説明をした後に委員の質疑を行います。

※3 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。

※4 審査番号②は午後1時から行い、終了後、審査番号③以降を行います。

公立大学の概要について

1. 公立大学の役割

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることを目的とし、国立・公立・私立それぞれの設置形態の下で、教育研究水準の向上と、多様で特色ある発展してきました。

とりわけ、公立大学は、その目的に加え、地方公共団体が設置・管理するという性格から、地域における高等教育機会の提供と、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割を担ってきており、今後とも、それぞれの地域における社会・経済・文化への貢献が期待されています。

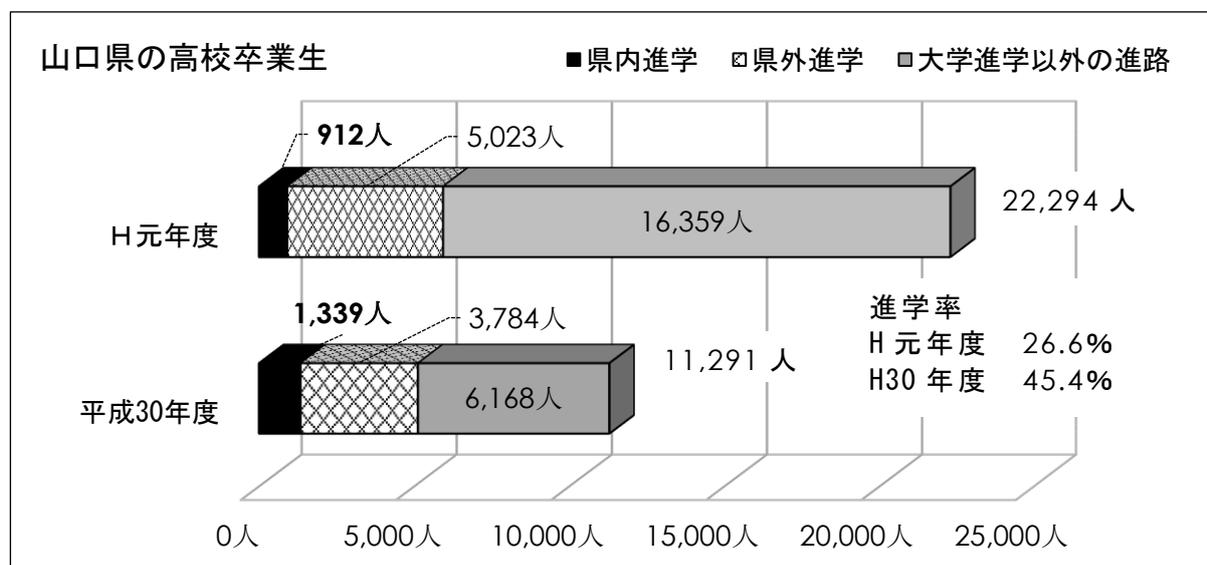
※ 1 拡大する公立大学

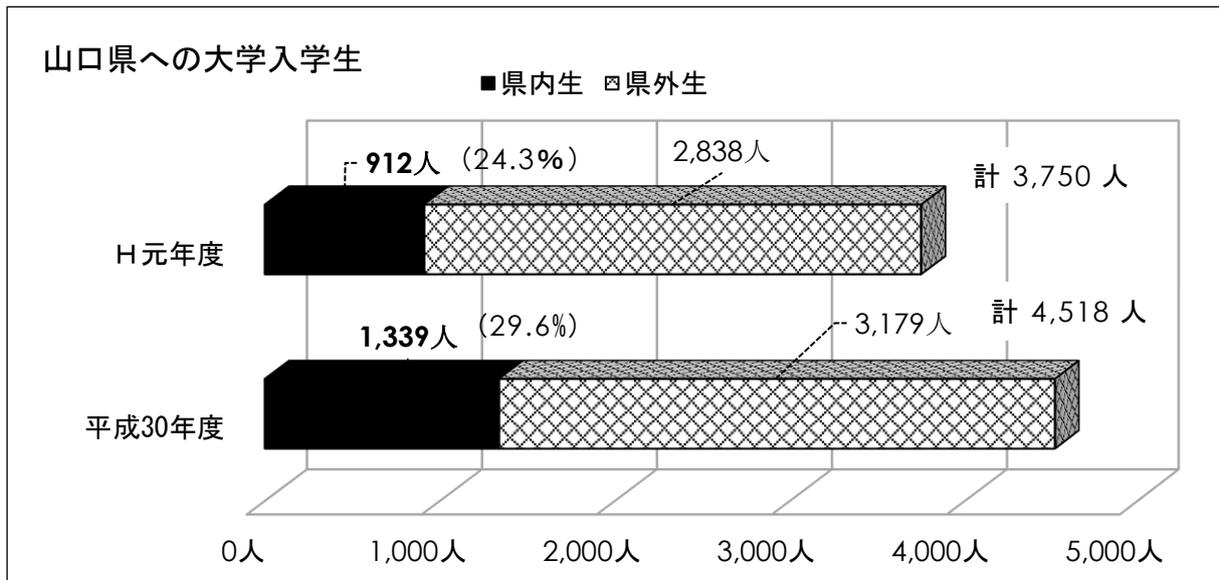
公立大学については、大学数、学生数ともに増加傾向にあります。平成元年度に 39 大学 6 万人であったものが、令和 3 年度には 98 大学 16 万人と増加しており、地域から高等教育の拡大を支えています。

|      | 国立        | 公立        | 私立          | 計           | 公立の割合 |
|------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------|
| 学校数  | 86 校      | 98 校      | 619 校       | 803 校       | 12.2% |
| 在学者数 | 592,462 人 | 160,437 人 | 2,160,419 人 | 2,913,318 人 | 5.5%  |

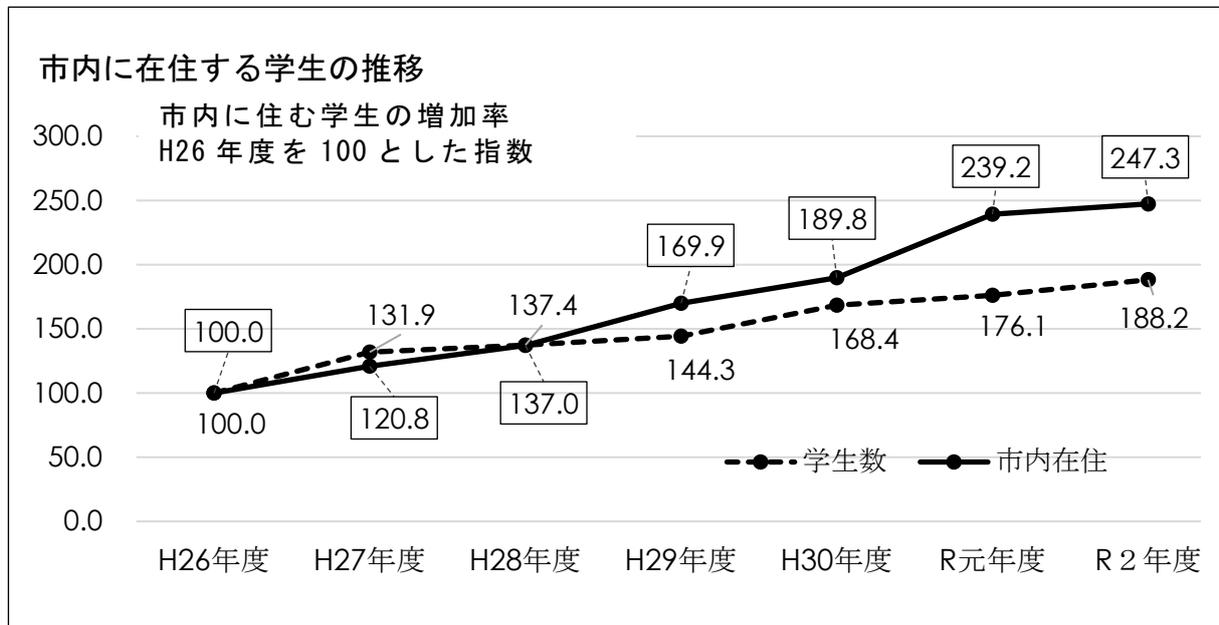
- ・ 数値は、令和 3 年 5 月 1 日現在のものです。
- ・ 学校数については、募集停止の大学を除く（国公立のみ）。
- ・ 在学者数については、募集停止大学の学生数を含む。

※ 2 山口県の大学進学動向〔大学作成資料より〕





### ※ 3 市内に在住する学生の推移〔大学作成資料より〕



### ※ 4 地域貢献・産学官連携〔大学作成資料より〕

#### (1) 地域産業と連携した人材育成

教育課程（「リーダーシップ論」：地域社会で活躍するリーダーから学ぶ、「地域技術学」：市内企業の技術的な課題をチームで解決する、「地域社会学」：社会調査及び統計により地域課題を解決する、「学術と地域文化」：地域で活躍する方30名から学ぶ、インターンシップ：市内・県内企業で行う就業実習など）、教育外課程（市内・県内企業見学ツアー、市内・県内企業による学内合同企業セミナー）

#### (2) 県内企業による「冠奨学金」の創設

共英製鋼株式会社給付奨学金

### (3) 地域課題解決研究事業

地域産業の振興貢献を目的とする地域還元型の研究事業。市内企業等から提案された地域課題に教員が取り組む。(ドローン・ICTを活用したイノシシ・シカなどの鳥獣被害対策の検討と実用など)

### (4) 学生・教員と市内店舗による商品開発

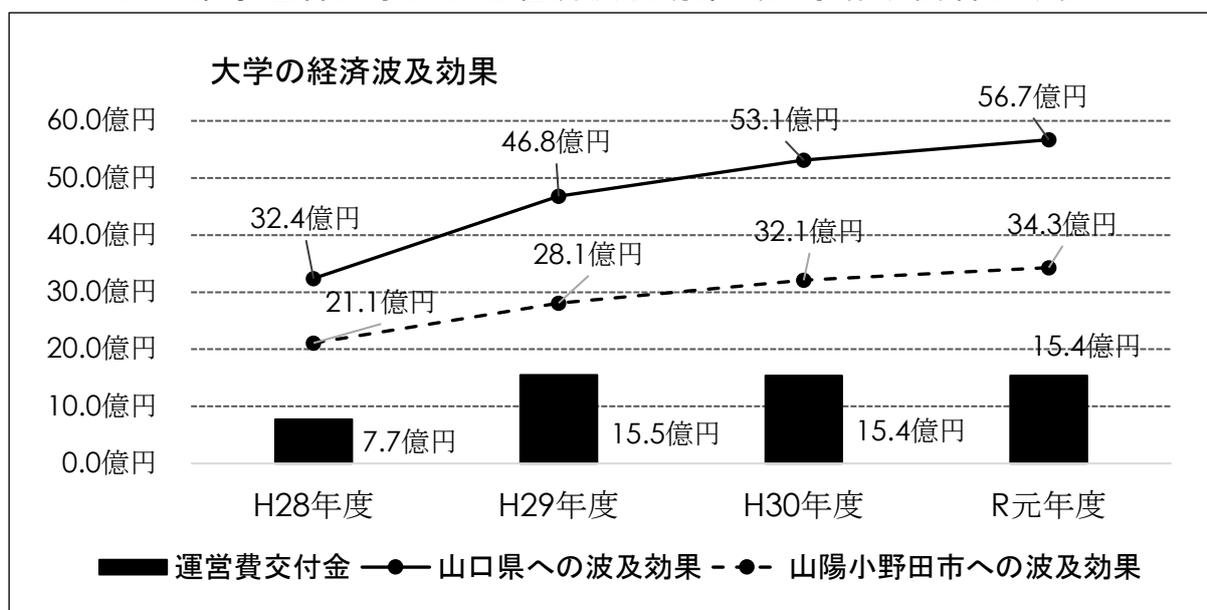
### (5) 県内・市内の企業等との連携協定の締結

包括連携・協力に関する協定(市民病院、田辺三菱製薬工場株式会社、山口県製薬工業協会、山口県薬剤師会、山口県病院薬剤師会、山陽小野田薬剤師会、公立諏訪東京理科大学)、公共交通フリーパスに関する協定(船木鉄道株式会社)、教育連携協定(市・市教育委員会・市内高校)など

### (6) 学生による地域清掃活動

など

## ※5 山口東京理科大学による経済波及効果〔大学作成資料より〕



## 2. 公立大学の財政

公立大学の財源は、寄附金や委託金等の小規模なものを除くと、授業料などの学生からの納付金と、その設置者である地方公共団体からの拠出に大別されます。後者については、公立大学法人化した大学に対して、地方公共団体からの運営費交付金という形で拠出されますが、それ以外の自治体立の場合は、設立団体である自治体の会計の中に組み込まれています。

地方公共団体は、その主な財源を地方税と地方交付税に拠っています。公立大学を有する地方公共団体に対しては、大学を設置し管理するための経費が普通交付税額の算定において基準財政需要額に算入される形で措

置されています。地方交付税はそもそも地方固有の財源であり、その用途は地方公共団体の自主的な判断に任せられていますが、地方公共団体の多くは、地方交付税で措置された大学費相当額以上の費用を自らが設置した大学に支出しており、公立大学は地域の高等教育機会の確保や知的拠点としての役割を担っています。

### 3. 公立大学に対する地方交付税措置の概要

公立大学の運営に要する経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入されています。具体的には、一定の基準に基づき算出された学生一人あたりに要する経費（単位費用）に公立大学の在学学生数を乗じて算定されます。加えて、経済的困難を伴う学生のための授業料減免等にかかる経費などが考慮されています。

| 大学の収入の内訳       |   | 大学関係に係る財源の内訳                |                         |
|----------------|---|-----------------------------|-------------------------|
| 市から交付<br>(約6割) | 運営費交付金<br>〔 地方交付税措置額<br>寄附金 など 〕  | 地方交付税措置額                    | 運営費交付金                  |
|                | 授業料等減免補助金   |                             | 授業料等減免補助金               |
| 自主財源<br>(約4割)  | 学生等納付金収入<br>※検定料・入学金・<br>授業料・手数料等<br>受託研究等収入<br>雑収入<br>※財産貸付収入等<br>目的積立金充当収入<br>等 |                             | 校舎建設費の償還金 <sup>※1</sup> |
|                |   |                             | その他大学関連経費 <sup>※2</sup> |
|                |   | 企業等からの寄附金                   |                         |
|                |   | 公立大学法人運営基金の利子               |                         |
|                |   | 公立大学法人運営基金積立金 <sup>※3</sup> |                         |

※1 薬学部増築事業に要した工事費の償還

工学部の地方交付税措置額×20%、薬学部の地方交付税措置額の40%

※2 経済部商工労働課が実施する定住促進事業「住みいる奨励金」

※3 地方交付税措置額に余剰がある場合に公立大学法人運営基金に積み立てる。逆に、不足する場合は当該基金から繰り入れる。

## (参考) 地方独立行政法人制度の概要について

### (1) 目的等

地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを、効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人です。(法人が民間的な手法も取り入れながら、これまで以上に効率的・効果的に進めていくことが地方独立行政法人制度のねらいになっています。)

※ 公立大学法人の場合は、大学における教育研究の特性に配慮することが法律的にも明記されており、その考え方に沿って、いくつかの特例が設けられています。

例えば、設立団体の長が定め、地方独立行政法人に指示する中期目標(地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標)の期間について、通則規程において3年以上5年以下としているところを公立大学法人では6年間としています。また、大学の教育研究の自主性・自律性を尊重する観点から、中期目標の策定に当たっては、あらかじめ公立大学法人の意見を聴き、配慮しなければならないとしています。

また、公立大学法人は他の公営企業的な事業とは違い、独立採算制の事業ではないと整理されています。

### (2) 地方独立行政法人が行うことのできる事業

- ア 試験研究
- イ 大学等の設置・管理
- ウ 公営企業に相当する事業の経営(水道、鉄道、病院等)
- エ 社会福祉事業の経営
- オ その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

### (3) 法人の区分

特定地方独立行政法人…役職員に地方公務員の身分を与える法人(業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人、又は業務の中立性・公正性を特に確保する必要がある法人)  
一般地方独立行政法人…特定地方独立行政法人以外(非公務員型)

※ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学は、一般地方独立行政法人。

#### (4) 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣（※）又は都道府県知事が認可。

※ 公立大学法人については、併せて文部科学大臣の認可が必要。

※ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学は山口県知事と文部科学大臣が認可。（認可日：平成27年12月25日）

#### (5) 財産的基礎等

出資者は地方公共団体に限る。

※ 出資額

土地： 756,000,000円（59,095㎡）

建物： 3,029,842,000円（21,550.47㎡）

---

合計： 3,785,842,000円

#### (6) 役職員の身分等

ア 理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任

・理事長：1人（任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日）

※任期：4年。再任後の任期は2年。

・監事：2人（任期 平成30年4月1日～令和4年度についての財務諸表の承認日）

※任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日まで。再任することができる。

イ その他の役員及び職員は理事長が任命・解任

・副理事長（＝学長）：1人（任期 令和2年4月1日～令和6年3月31日）

※任期：4年（学長の任期）。再任は1回限りで、再任後の任期は2年。

・理事：4人（任期 平成30年4月1日～令和6年3月31日、令和2年4月1日～令和4年3月31日）

※任期：2年。再任後の任期は2年。

#### (7) 目標による管理と評価の仕組み

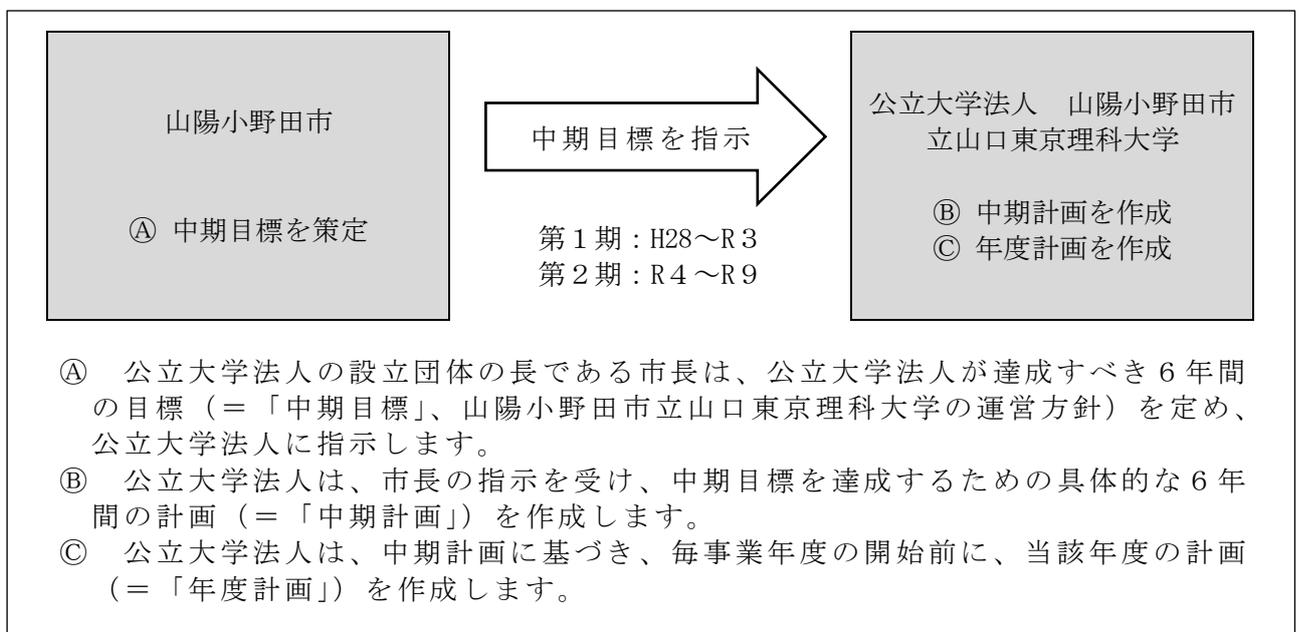
国の独立行政法人制度と同様に「目標⇒実施⇒評価⇒業務運営への反映」という流れを義務付け。

ア 中期目標（6年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。

※ あらかじめ評価委員会及び法人の意見を聴かなければならない。法人の意見は配慮しなければならない。（公表）

イ 中期計画（6年）は、法人が作成し、設立団体の長が認可。

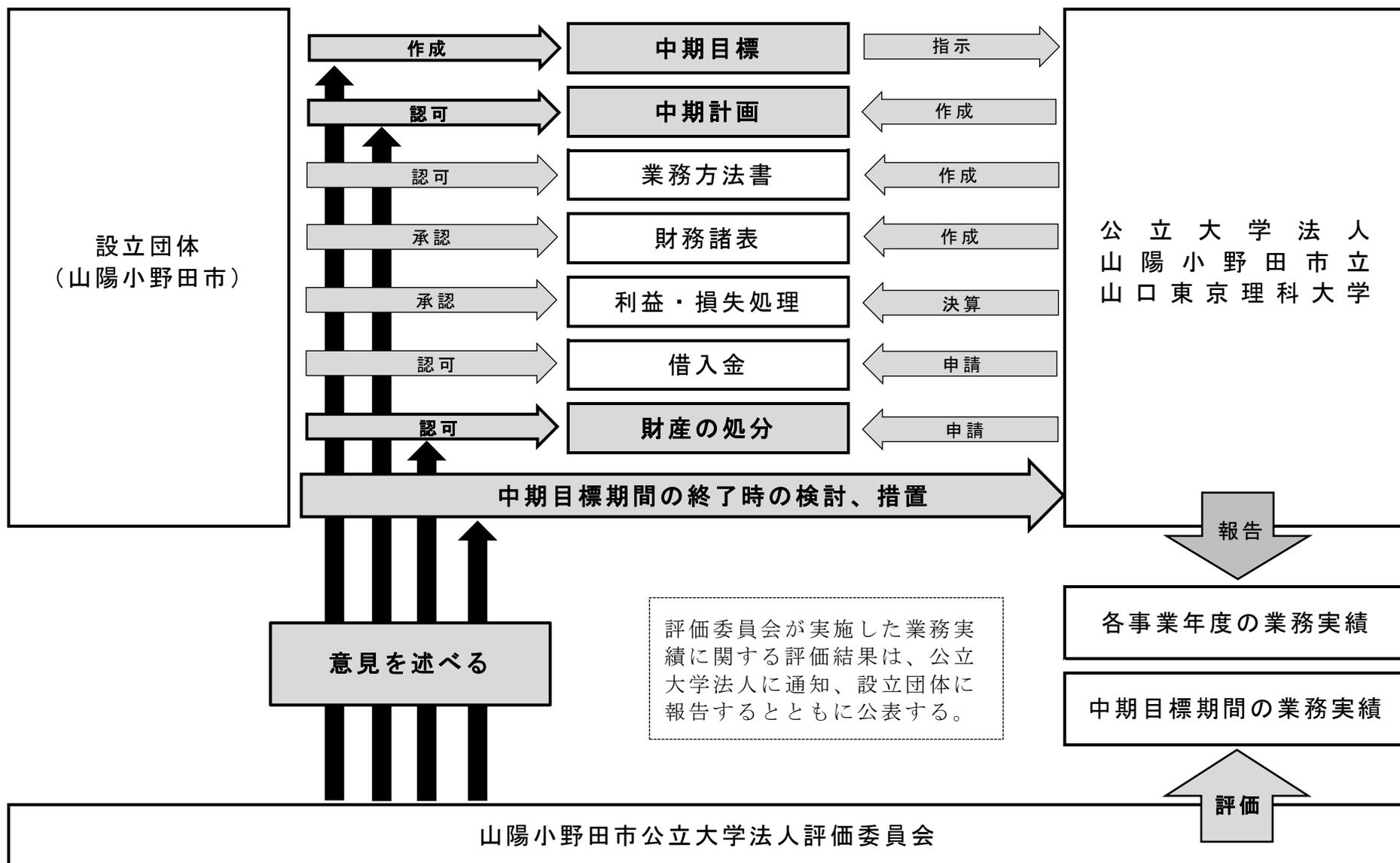
- ※ あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。(公表)
- ウ 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。
- エ 法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。(公表)
- オ 評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に報告・通知する。議会に報告。(公表)
- カ 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価。結果を法人・設立団体の長に報告・通知する。議会に報告。(公表)
- キ 中期目標の期間における業務の実績の評価。結果を法人・設立団体の長に報告・通知する。議会に報告。(公表)
- ク 中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。(公表)



## (8) 議会の議決を要するもの

- ア 定款を定めるとき(第7条)
- イ 定款を変更するとき(第8条)
- ウ 役員等の損害賠償責任の免除の承認(第19条の2)
- エ 料金の上限を定める(変更する)ときの認可(第23条)
- オ 中期目標を定める(変更する)とき(第25条)
- カ 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付の認可(第42条の2)
- キ 重要な財産を譲渡し、又は担保の認可(第44条)

山陽小野田市・公立大学法人・評価委員会の役割



山口東京理科大学薬学部増築工事に係る当初スケジュールと実績

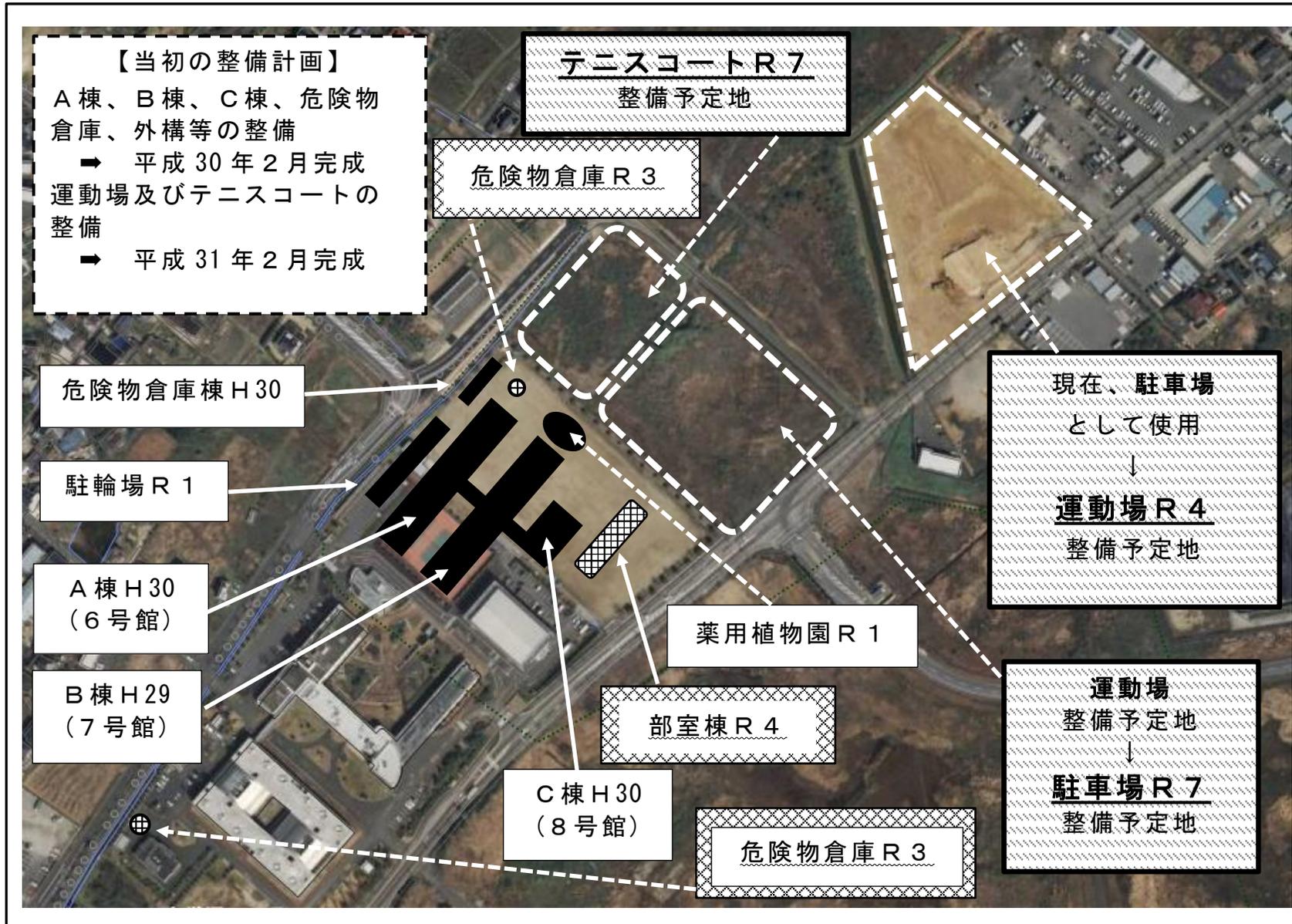
■ … 文部科学省に提出した薬学部設置申請に添付した工程表（予定）  
 ■ … 実績

|               |           | 平成28年  |     |     |     | 平成29年       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 平成30年       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 平成31年 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 令和2年 |    |    |
|---------------|-----------|--|-----|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|------|----|----|
|               |           | 9月   | 10月 | 11月 | 12月 | 1月          | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月          | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月    | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月   | 2月 | 3月 |
| 実施設計業務        |           | ■ H28.12月初   |     |     |     | ■ H29.3.24  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
| 杭             |           |  |     |     |     | ■ H29.5月末   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H29.5.31  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
| A棟            | 建築主体      |  |     |     |     | ■ H30.1月中   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H30.5.19  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
|               | B棟        |  |     |     |     | ■ H30.1月中   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H30.2.28  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
| A棟・B棟         | 機械設備      |  |     |     |     | ■ H30.2月末   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H30.5.19  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
|               | 電気設備      |  |     |     |     | ■ H30.2月中   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H30.5.19  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
| C棟            | 建築主体      |  |     |     |     | ■ H30.1月中   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H30.12.28 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
|               | 給排水衛生ガス設備 |  |     |     |     | ■ H30.2月末   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H31.1.15  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
|               | 空気調和設備    |  |     |     |     | ■ H30.2月中   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H31.1.31  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
|               | 電気設備      |  |     |     |     | ■ H30.2月中   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H31.1.31  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
| 危険物倉庫棟        |           | 危険物倉庫棟は完成したが、耐火構造が法令の基準を満たしていなかった為、計画していた屋内貯蔵所を設置できなかった。屋内貯蔵所については別途、大学が整備した（R3年完成）。 |     |     |     | ■ H30.2月末   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ H30.11.30 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
| 汚水処理設備        |           |  |     |     |     | ■ H30.11.30 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
| 外構            |           |  |     |     |     | ■ H30.2.28  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | ■ R2.4.28   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
| 運動場<br>テニスコート |           |  |     |     |     | ■ H31.2月末   |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |    |    |

当初の計画では、平成30年度末に全ての整備工事が完了する予定だったが、現在もまだ完了していない。特に、大学設置基準で必置施設となっている運動場が完成していない。  
 整備を行う施設  
 → 運動場（必置施設）、テニスコート、駐車場

■ 施設整備が遅れた主な要因  
 薬学部の設置には、校舎等の整備が必要となるが、整備についての検討が十分に行われないうまま薬学部の設置（開学）時期が決定された。  
 これにより、施設の整備内容等を決める前に工期末が決定してしまい、適正な工期が確保できないことを認識しながら、薬学部設置の認可が得られるよう、厳しい工期だが間に合うと説明し、適正な工期を確保していない事実を公表しないうまま整備を進めた。

山口東京理科大学薬学部増築工事



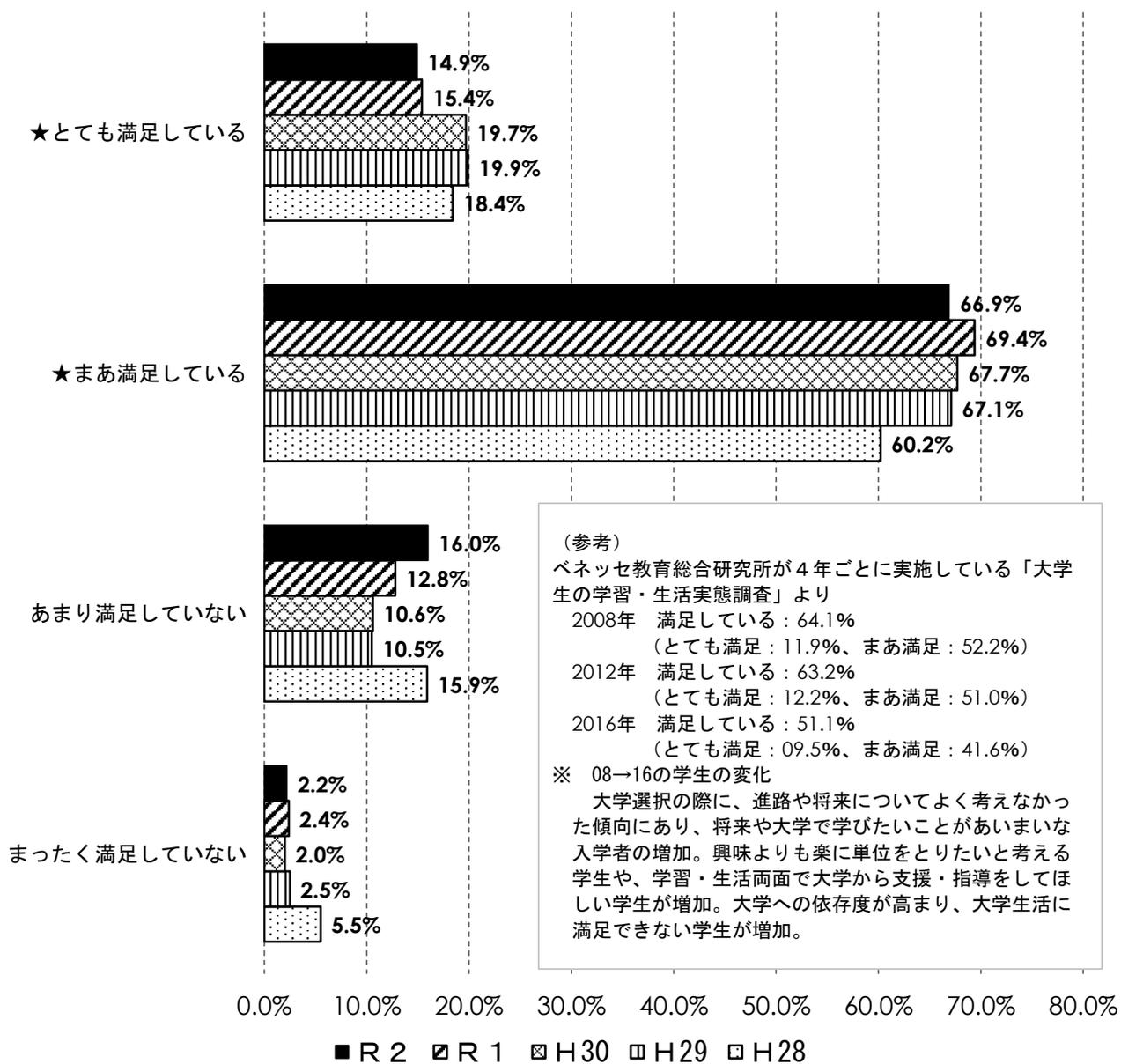
左図以外の整備  
薬用植物園（江  
汐公園内）H29

市が整備した施  
設と完成年度

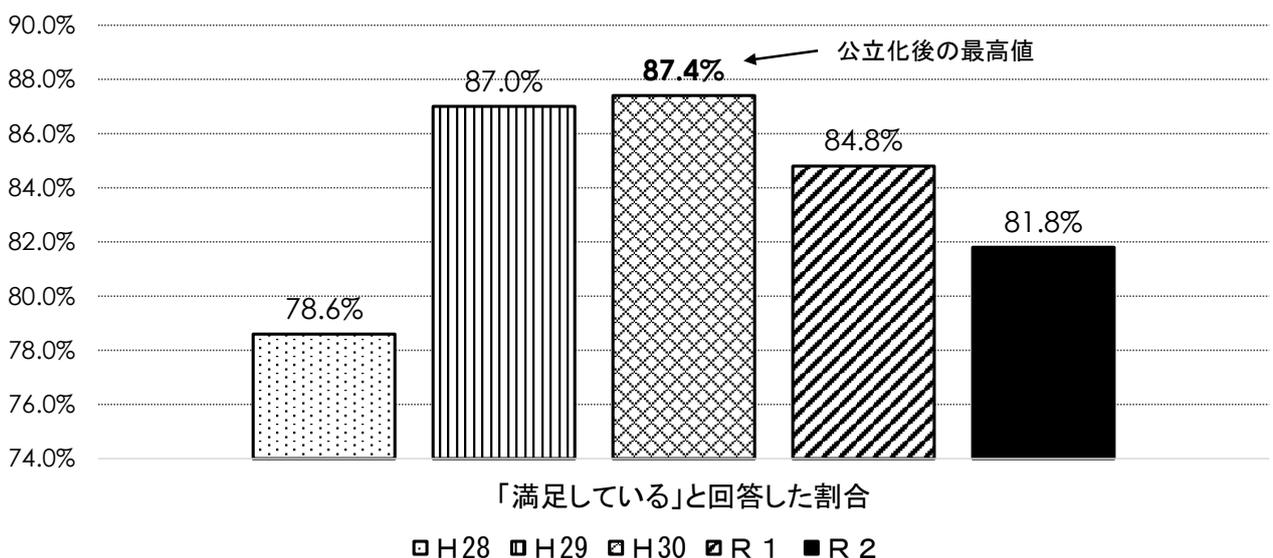
大学が整備し  
た（している）  
施設と完成  
（予定）年度

今後、大学が  
整備する施  
設と完成予  
定年度

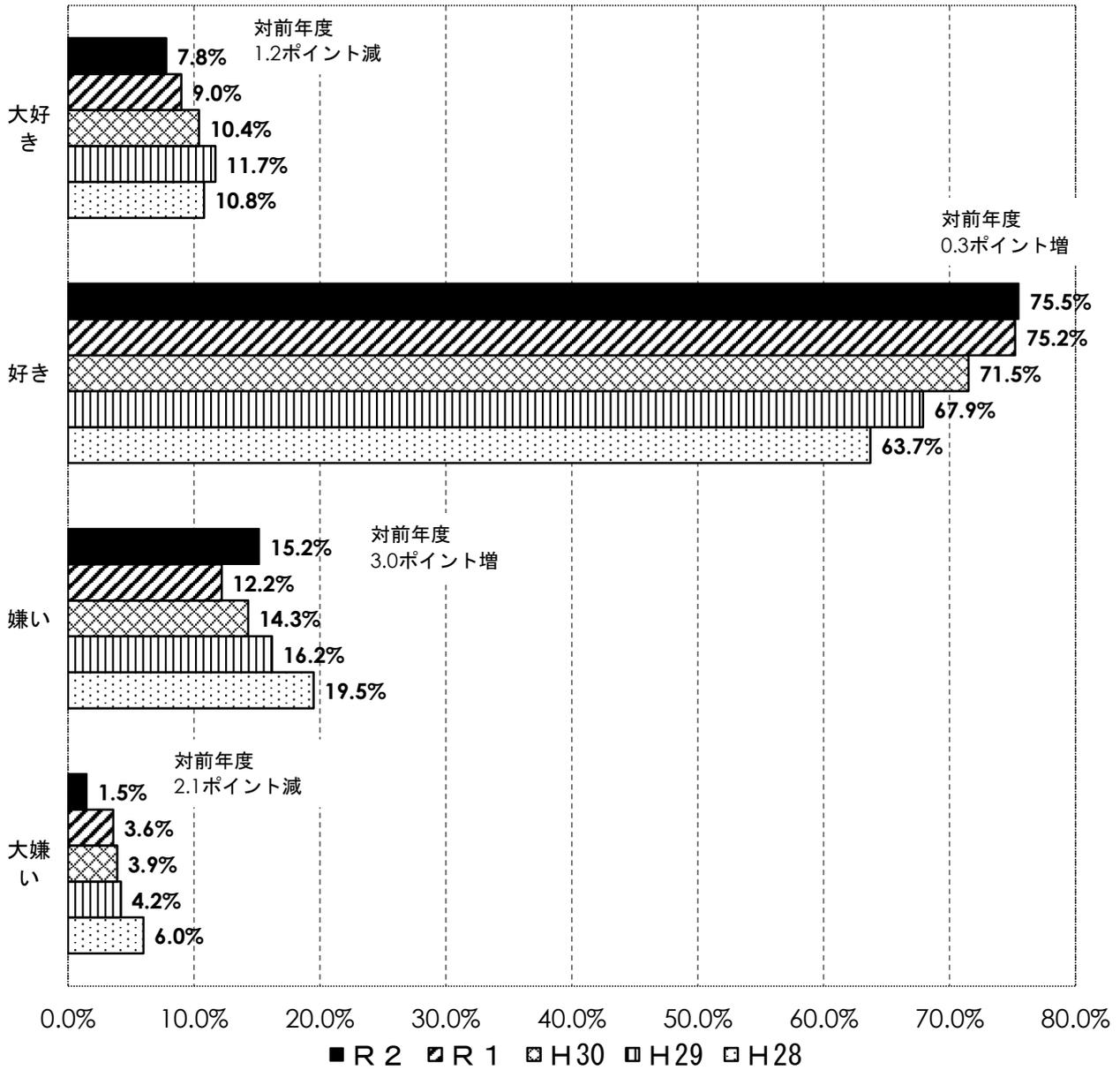
全体的にみて、本学での学生生活に満足していますか



「とても満足している」 + 「まあ満足している」の合計

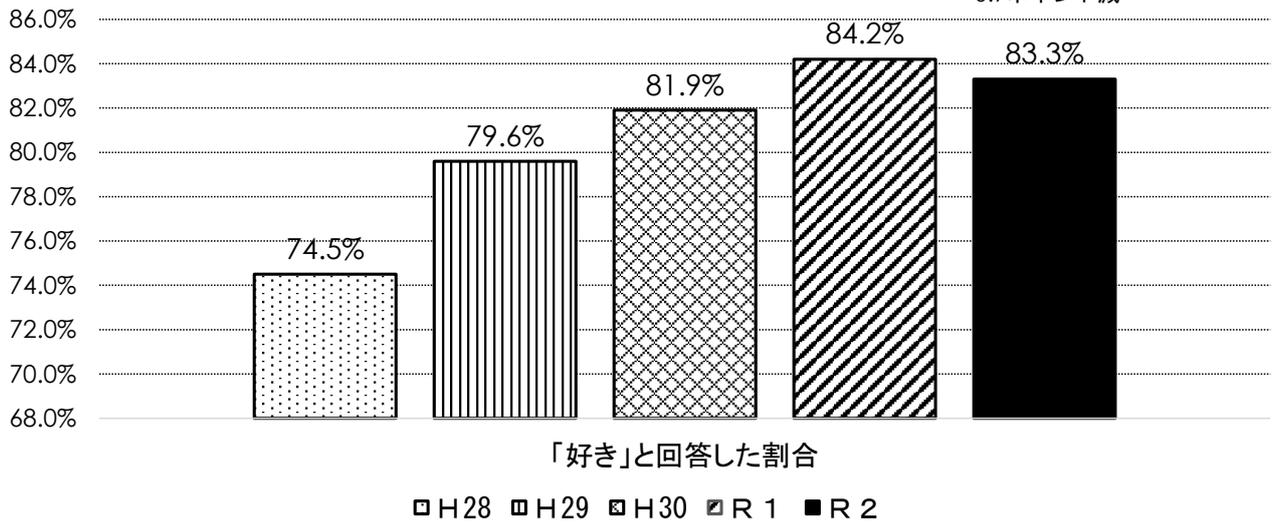


山口東京理科大学が好きですか



「大好き」 + 「好き」の合計

対前年度 0.9ポイント減



○目標指数 学生生活総合満足度③

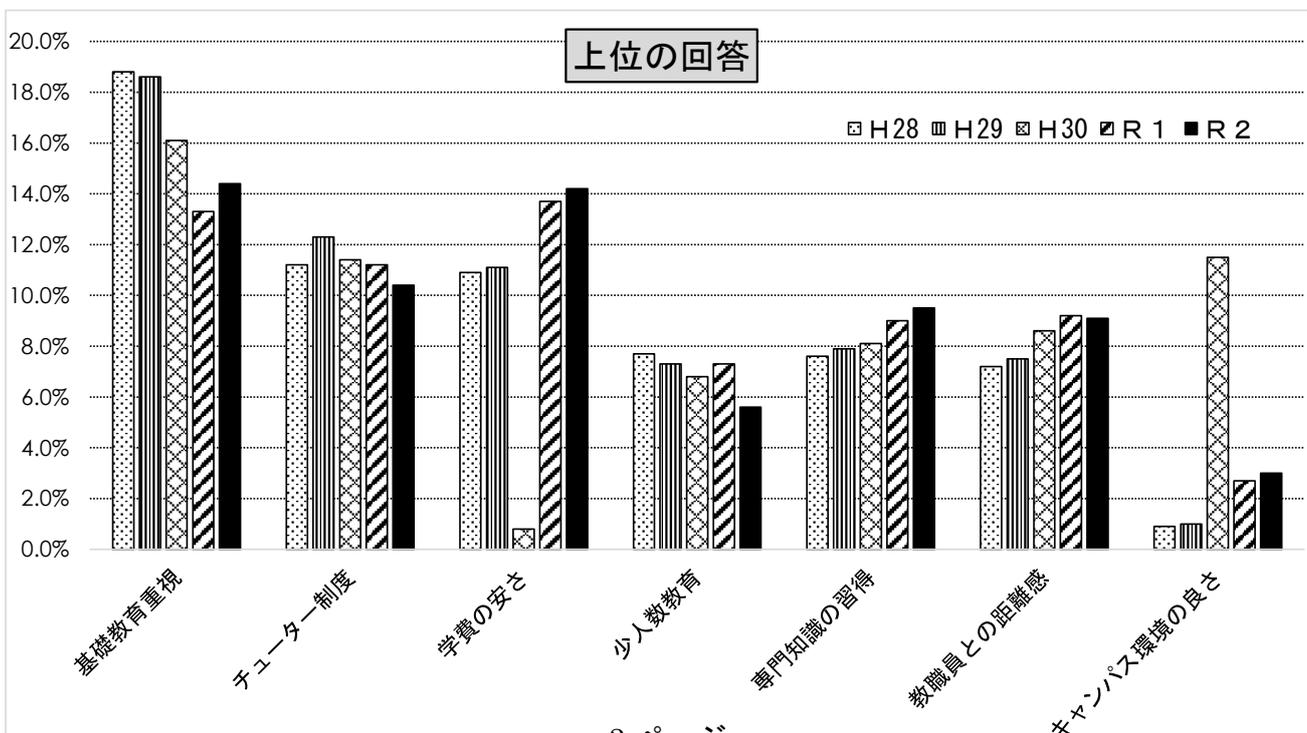
山口東京理科大学の特徴、魅力はどのような点にあると思いますか

(複数回答可)

| 順位  | 平成28年度             | 平成29年度             | 平成30年度              | 令和元年度              | 令和2年度              |
|-----|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 1位  | 基礎教育重視<br>18.8%    | 基礎教育重視<br>18.6%    | 基礎教育重視<br>16.1%     | 学費の安さ<br>13.7%     | 基礎教育重視<br>14.4%    |
|     | チューター制度<br>11.2%   | チューター制度<br>12.3%   | キャンパス環境の良さ<br>11.5% | 基礎教育重視<br>13.3%    | 学費の安さ<br>14.2%     |
| 2位  | 学費の安さ<br>10.9%     | 学費の安さ<br>11.1%     | チューター制度<br>11.4%    | チューター制度<br>11.2%   | チューター制度<br>10.4%   |
|     | 少人数教育<br>7.7%      | 専門知識の習得<br>7.9%    | 教職員との距離感<br>8.6%    | 教職員との距離感<br>9.2%   | 専門知識の習得<br>9.5%    |
| 3位  | 専門知識の習得<br>7.6%    | 教職員との距離感<br>7.5%   | 専門知識の習得<br>8.1%     | 専門知識の習得<br>9.0%    | 教職員との距離感<br>9.1%   |
|     | 教職員との距離感<br>7.2%   | 少人数教育<br>7.3%      | 少人数教育<br>6.8%       | 少人数教育<br>7.3%      | 少人数教育<br>5.6%      |
| 4位  | キャンパス環境の良さ<br>0.9% | キャンパス環境の良さ<br>1.0% | 学費の安さ<br>0.8%       | キャンパス環境の良さ<br>2.7% | キャンパス環境の良さ<br>3.0% |
|     | 体育施設の充実<br>0.5%    | 体育施設の充実<br>0.1%    | 面倒見が良い<br>0.4%      | 体育施設の充実<br>0.4%    | 体育施設の充実<br>0.1%    |
| 最下位 | 面倒見が良い<br>3.0%     | 面倒見が良い<br>2.2%     | 体育施設の充実<br>3.7%     | 面倒見が良い<br>4.6%     | 面倒見が良い<br>4.3%     |
|     | I T環境の充実<br>1.9%   | I T環境の充実<br>1.0%   | I T環境の充実<br>0.7%    | I T環境の充実<br>1.0%   | I T環境の充実<br>1.0%   |

※「チューター制度」：学生一人ひとりに担当教員チューターを設け、学習・生活指導を定期的  
実施。1対1の個別指導のため、学生が作成する履修計画表の点検とアドバイスを行うなど、細  
やかに対応。

チューター：大学において学士課程の学生への学習助言や教授の補佐を行う者のこと。



## 山陽小野田市シティセールス推進指針（二次改定）

H30.5.18 制定 地域振興部シティセールス課  
R元.6.27 一次改定 同上  
R3.3.29 二次改定 企画部シティセールス課

### 1 趣旨

「第二次山陽小野田市総合計画（以下「総合計画」という。）」で設定した本市の将来都市像とキャッチフレーズ「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて、シティセールスを戦略的・効果的に推進するための指針を策定する。

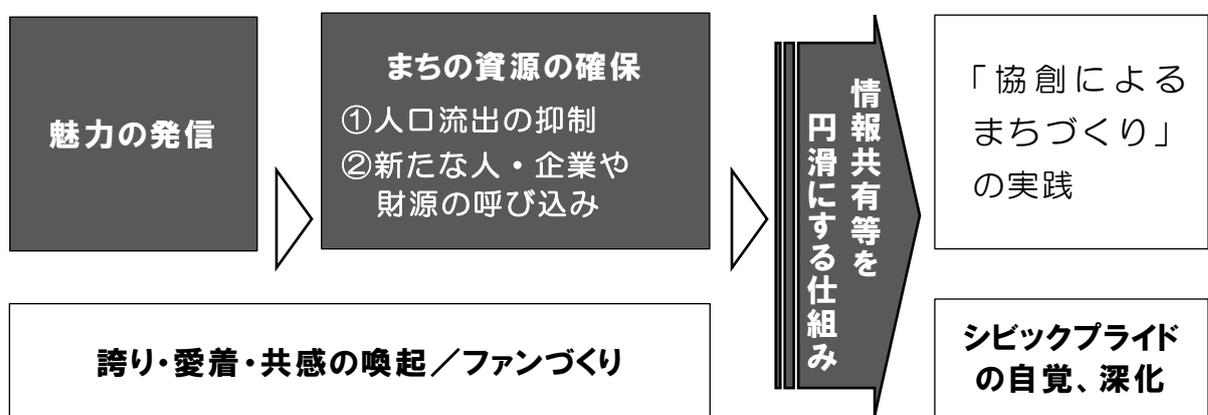
### 2 本市におけるシティセールスの定義

本市におけるシティセールスとは、本市を将来にわたって持続可能なまちとするため、本市のまちの魅力を市内外に発信することにより、「住み続けたい」と感じる市民を増やすとともに、市外の人や企業に関心をもってもらい、本市へ呼び込むことでまちの活力を高めるための活動である。

あわせて、本市に誇り・愛着・共感を感じる人や団体“本市のファン”を増やし、ファン自らこのまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画することも期待するものである。

また、“本市のファン”が、「協創によるまちづくり」を実践できるよう、本市と本市のファン等との想いや情報の共有を円滑にするための仕組みが必要である。

なお、本市のファンは、「協創によるまちづくり」に参画するなかで“**シビックプライド**”（※1）を育み、活動の原動力としていく。



### 3 具体的な取組

#### (1) 魅力発信のターゲット及び取組内容

| 目 標 1 人口流出の抑制           |  |   |  |
|-------------------------|--|---|--|
| ターゲット                   | 目指す姿                                   | 取組内容（担当課）   |  |
| ① 市民                    | 「本市に住み続けたい」<br>「本市を他の人に勧めたい」と思う市民を増やす  | (1) 本市への理解を深め、誇り・愛着・共感を感じてもらうための情報発信の充実(シティセールス課・全庁)                                |  |
|                         |  | (2) 本市への愛着を深めるためのフード・グッズの活用(全庁)   |  |
|                         |  | (3) 本市への誇り・愛着・共感を高めるためのフェスティバル、イベントの実施(シティセールス課・全庁)                                 |  |
|                         |  | (4) 本市への理解を深めるためのワークショップ、市民との意見交換(シティセールス課)   |  |
|                         |  | (5) 全施策による「住みよさ」の向上(全庁)   |  |
|                         | 成果指標                                   | 市公式アカウント(HP・Facebook・Twitter・Instagram・YouTube)の閲覧数<br>継続居住意向の割合の増加<br>他者推奨意向の割合の増加 |  |
| 目 標 2 新たな人の流れをつくる・財源の確保 |  |   |  |
| ターゲット                   | 目指す姿                                   | 取組内容（担当課）   |  |
| ② 市外の人                  | 「本市に関心を持つ人」<br>「本市を訪れる人」「本市へ移住する人」を増やす | (1) 本市の認知度向上・イメージアップにつながる情報発信(シティセールス課・全庁)  |  |
|                         |  | (2) 観光客数を増加させるフェスティバル、イベント、観光事業の実施(シティセールス課・全庁)                                     |  |
|                         |  | (3) 移住検討者に役立ち、本市の魅力が伝わる情報発信ツールの作成・活用(シティセールス課)                                      |  |
|                         |  | (4) 移住者への優遇策の実施(転入奨励金交付制度)(シティセールス課ほか)  |  |
|                         |  | (5) 全施策による「住みよさ」の向上(全庁)   |  |
|                         | 成果指標                                   | 観光客数の増加<br>移住相談件数の増加  |  |
|                         | サポート寄附金額を増やす                           | (1) 返礼品の認知度を高めるための情報発信(シティセールス課)  |  |
|                         | (2) 返礼品数の増加(シティセールス課・商工労働課)            |   |  |
| 成果指標                    | サポート寄附金額の増加                            |   |  |
| ③ 市内内外の企業               | 企業誘致の成立や創業・起業の促進により、<br>税収を増やす         | (1) 積極的な企業誘致活動の展開及び進出企業優遇施策の継続実施(商工労働課)   |  |
|                         |  | (2) 産学官連携による新産業の創出、創業支援(商工労働課)  |  |
|                         |  | (3) 創業・起業の支援(商工労働課)   |  |
|                         | 成果指標                                   | 企業誘致数<br>企業誘致による雇用者の増加数<br>創業・起業件数  |  |

(2) 魅力を発信する手段・媒体

魅力を発信していくための手段・媒体は、代表的なものとして次の9つ（※2）が掲げられる。実現可能性や効果的な組み合わせ等を考慮しながら活用していく。

(ア) 広告、キャンペーン

(イ) ウェブサイト、映像、印刷物

(ウ) ロゴマーク、イメージカラー（ビジュアル・アイデンティティ）

(エ) ワークショップ、市民との意見交換会等

(オ) 都市情報センター（※3）

(カ) フード、グッズ等

(キ) フェスティバル、イベント、観光事業等

(ク) 公共空間

(ケ) 都市景観、建築

(3) 本市のファンのまちづくりへの参画を円滑にしていくための仕組み

本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進するため、本市のファンを“スマイルプランナー”として登録する制度を設ける。

【スマイルプランナー制度の概要】

【意義】

- 活動分野が異なっても、皆がスマイルシティ創造の一員であることを自覚できる仕組み
- 情報や人の交流を円滑にし、また担い手育成につなげる役割

【登録者の活動】

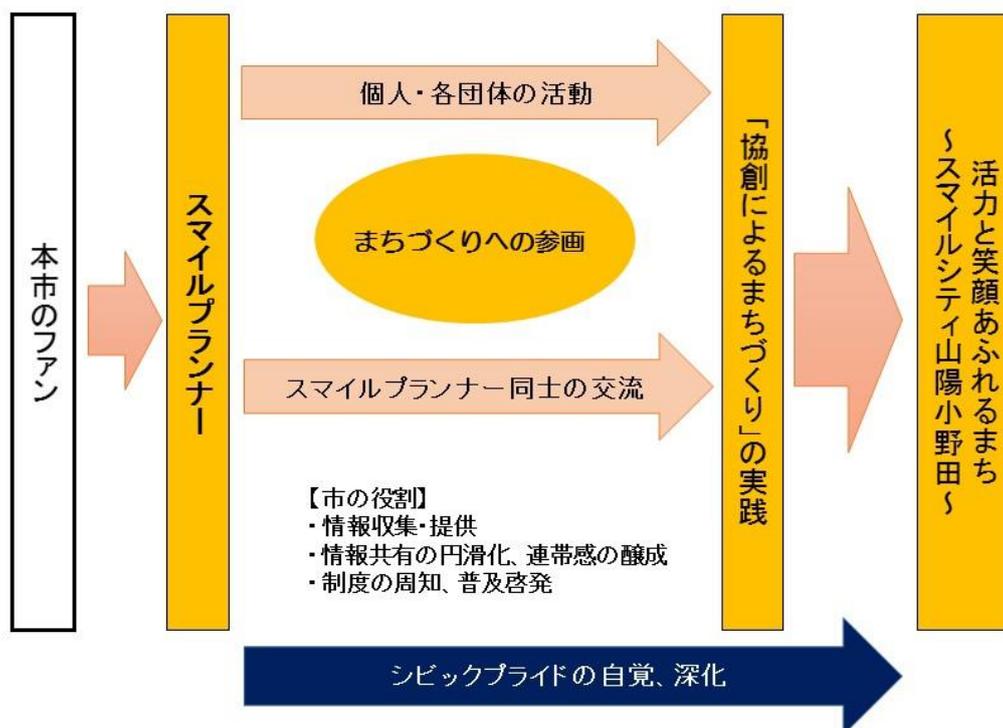
- スマイルシティの実現に向けて、自分ができることを自由に企画して実践する。

【登録の対象】

- 個人、団体・グループ、法人、事業所等様々な単位で登録可能（重複可）
- 居住地や所在地の制限なし
- 未成年者も保護者や成人の代表者を置くグループであれば登録可能

【市の役割】

- 登録者の活動に有益な情報の収集及び提供
- 登録者同士の情報共有の円滑化及び連帯感の醸成
- スマイルプランナー登録制度の周知及び普及啓発

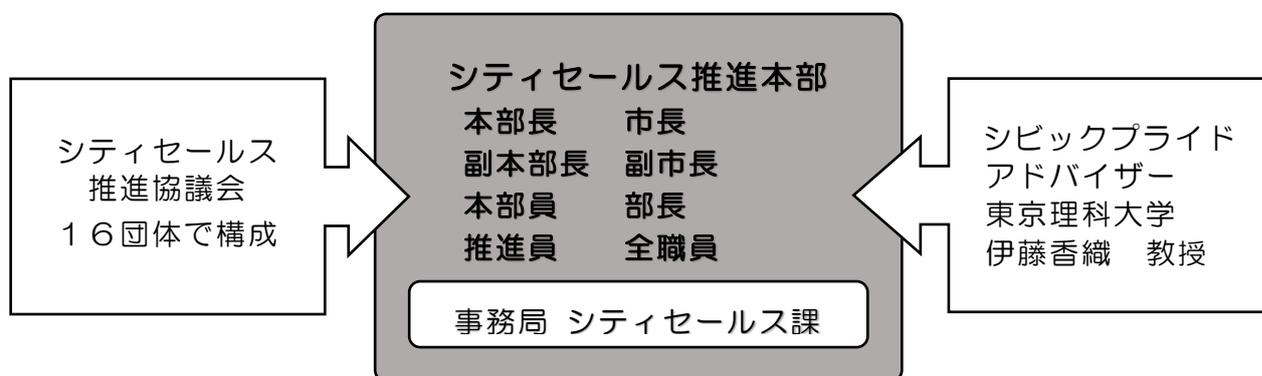


## 4 推進体制の整備

市長をトップとし、職員も推進員として参加する“**シティセールス推進本部**（事務局：シティセールス課）”を設置し、全庁的な推進体制を整備する。

また、本指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進するため、「山陽小野田市シビックプライドアドバイザー」を設置し、シビックプライド等に関し専門的視点から適宜意見や助言を得るとともに、様々な分野の民間団体等の代表者で構成する「シティセールス推進協議会」からも事業の推進に関して意見をもらう。

なお、推進員の意識啓発やレベルアップを図るため、随時研修会を開催する。



## 5 取組の評価指標

- (1) 市公式アカウント（HP・Facebook・Twitter・Instagram・YouTube）の閲覧数
- (2) 継続居住意向の割合の増加
- (3) 他者推奨意向の割合の増加
- (4) 観光客数の増加
- (5) 移住相談件数の増加
- (6) サポート寄附金額の増加
- (7) 企業誘致数
- (8) 企業誘致による雇用者の増加数（転入者数）
- (9) 創業件数・起業件数
- (10) スマイルプランナー登録数

## <参考文献等>

※1 伊藤香織+紫牟田伸子監修、『シビックプライドー都市のコミュニケーションをデザインする』、編者シビックプライド研究会、[2008]、株式会社宣伝会議 P164

「市民が都市に対してもつ誇りや愛着をシビックプライドと言うが、日本語の郷土愛とは少々ニュアンスが異なり、自分はこの都市を構成する一員でここをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う。つまり、ある種の当事者意識に基づく自負心と言える。」

※2 同上 P12、13

同書では、都市と市民との接点を「コミュニケーション・ポイント」とし、代表的なものとして本文中(ア)～(ク)の9つを掲げている。

※3 「都市情報センター」は、「都市の過去・未来・現在の情報を共有し、理解を促し、体験を提供する。多様なメディアによる展示と、集まりの場として対話、情報交換ができるようなプログラムをもつ。人目につきやすい立地、憩いの場の提供など、幅広い層の人々を呼び込む実空間であることが重要。」とされている施設である。